

共に多文化共生社会を築く

－外国人の人権問題－



I 國際化の時代において

① 市民意識調査結果

② 増加する外国人

2 外国人の人権問題

① 職場において

② 学校において

③ 地域社会において（ヘイトスピーチ）

3 多文化共生社会を目指して（人種差別撤廃条約）



松山市人権啓発施策に関する基本方針<重要な人権課題>

【第3次改訂】令和5年3月

女性

外国人

インターネット
上での人権侵害

子ども

HIV (ヒト免疫不全ウ
イルス) 感染者など

性的指向・性自認
(SOGI)

高齢者

ハンセン病患者・
回復者など

北朝鮮による
拉致問題

障がいのある人

刑を終えて出所
した人

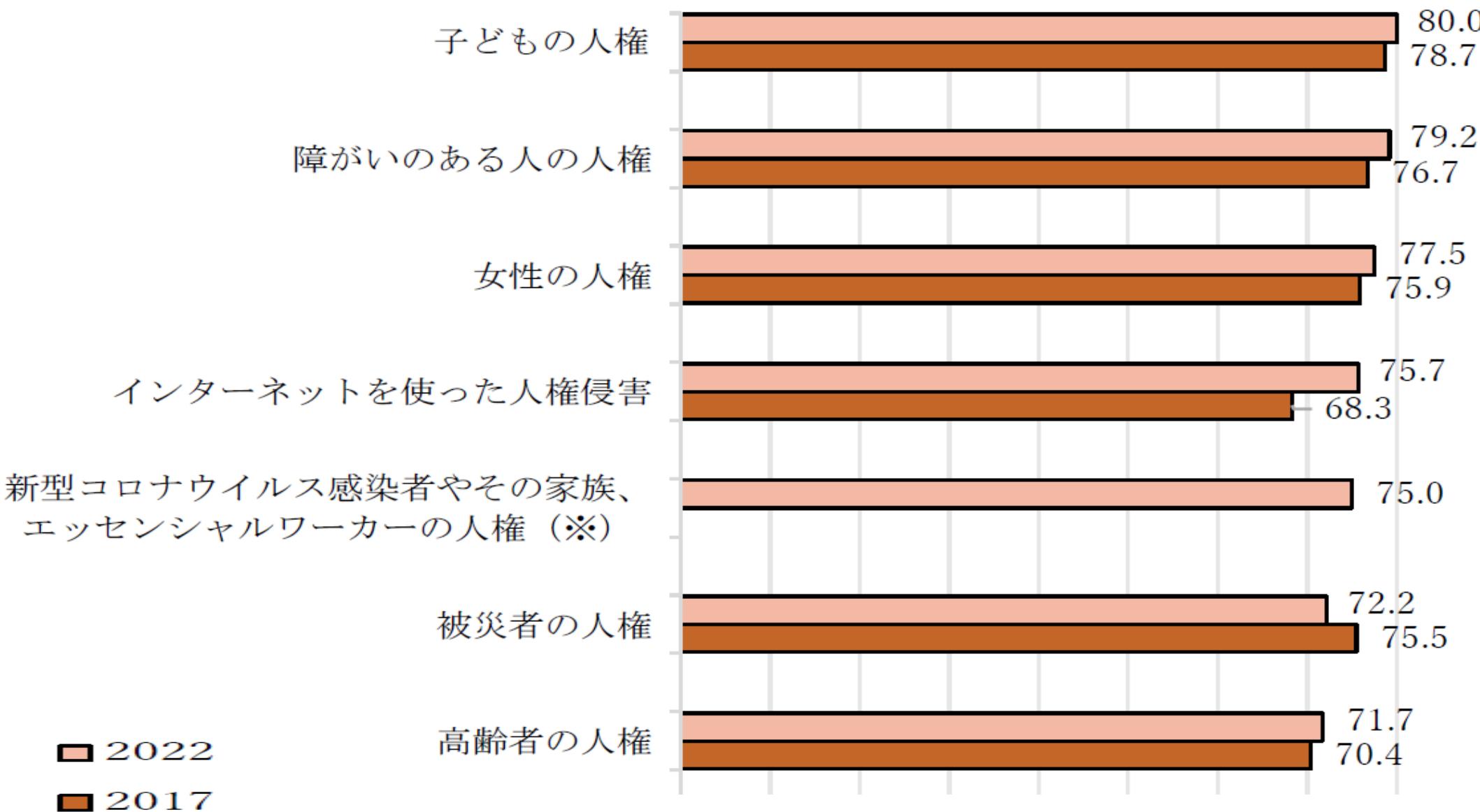
被災者

同和問題

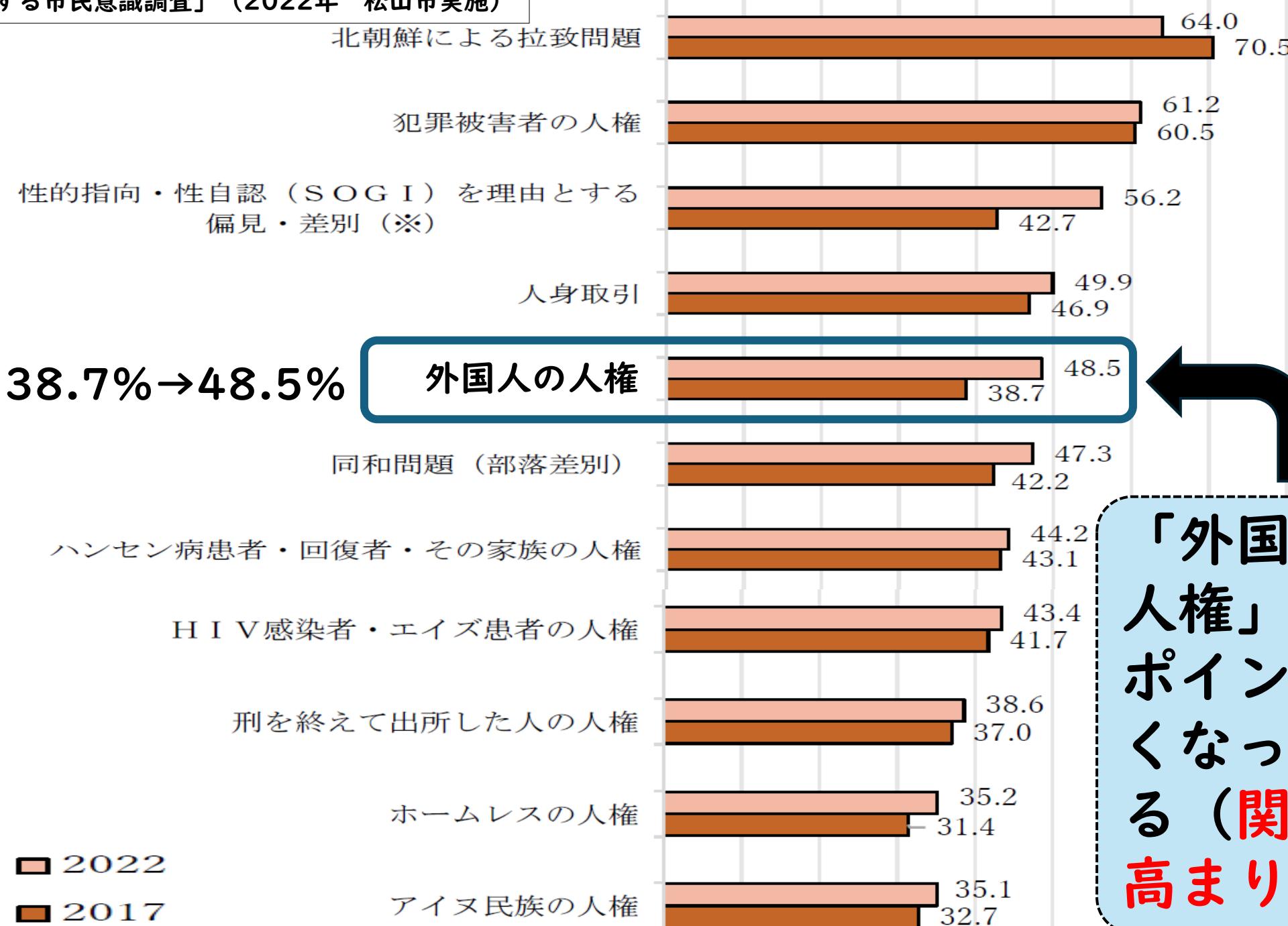
犯罪被害者等

その他
(アイヌの人々、ホームレスの人々、
人身取引)

あなたは、次の人権課題にどの程度関心がありますか。①



あなたは、次の人権課題にどの程度関心がありますか。②



「外国人の人権」が9.8ポイント高くなっている（関心の高まり）

日本に居住している外国人の人権について、あなたはどのようにお考えですか。

「人権問題に関する市民意識調査」（2022年 松山市実施）

2022年調査

2022年調査

73.6

人権は守られるべき

2017年調査

2017年調査

「日本国籍をもっていても、もっていなくても、人権は守られるべきだと思う」が20%以上の増加

52.1

■人権は守られるべき

■権利を持っていなくても仕方がない（※）

■どちらでもない

■わからない

□無回答

【令和6年】
外国人入国者数
(新規入国者数 + 再入国者数)

約3,678万人
令和5年より約42.4%増加



約3,402万人
(令和5年より約43.2%増加)



1	韓国	約863万人	対前年比	約26.7%増↑
2	台湾	約569万人	〃	約39.8%増↑
3	中国	約549万人	〃	約174.6%増↑

在留外国人数の推移

出入国在留管理庁「令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について」（令和6年速報値 公表資料）を編集して作成
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html)

令和7年6月末の在留外国人数は
395万6,619人（前年末比で約5.0%の増加）で、

過去最高を更新



外国人が日本に住むための主な在留資格

①就労（研究、企業内転勤、興行など）、留学、就学、研修など

- 外国人が日本に在留する間、目的別に一定の活動ができる

②特別永住者、永住者、定住者、日本人あるいは永住者の配偶者など

- 外国人が一定の身分または地位を有するものとしての活動ができる

第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約発効により、日本の国籍を離脱した人及びその子孫
この資格をもっているのは、
主に在日韓国・朝鮮人

日本に永住できる在留資格
10年以上日本に在留して、5年以上就労した人が、審査を受け、永住許可を受け永住者となる

法務大臣が個々の外国人について特別な理由を考慮して一定の在留期間を指定して在留を許可したもの

国籍・地域別在留外国人数 (令和7年6月末現在)

10

- 在留カード及び特別永住者証明書上に表記された国籍・地域の数は196
- 上位10か国・地域では、ブラジルを除き **いずれも前年末に比べ増加**

国・地域	人数
1 中国	900,738
2 ベトナム	660,483
3 韓国	409,584
4 フィリピン	349,714
5 ネパール	273,229

出入国在留管理庁「令和7年6月末における在留外国人数について」を
編集して作成
(https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00057.html)



国・地域	人数
6 インドネシア	230, 689
7 ブラジル	211, 229
8 ミャンマー	160, 362
9 スリランカ	73, 067
10 台湾	71, 125

愛媛県在留外国人の国籍別人員内訳

(令和6年6月末現在)

愛媛県「えひめの国際化」を加工して作成

(<https://www.pref.ehime.jp/uploaded/attachment/165602.pdf>)

11

順位	国籍	人数	割合	順位	国籍	人数	割合
1	ベトナム	4,517	25.9	11	タイ	170	1.0
2	フィリピン	3,780	21.7	12	台湾	112	0.6
3	中国	2,617	15.0	13	スリランカ	107	0.6
4	インドネシア	1,610	9.2	14	バングラデシュ	100	0.6
5	ミャンマー	1,078	6.2	15	インド	91	0.5
6	韓国	1,047	6.0	16	朝鮮	89	0.5
7	ネパール	484	2.8	17	英國	82	0.5
8	カンボジア	436	2.5	18	パキスタン	58	0.3
9	ブラジル	244	1.4	19	カナダ	51	0.3
10	米国	241	1.4	20	ペルー	44	0.3

多文化共生とは…

国籍や民族などの
互いの文化的な
対等な関係を築こうとしながら、
の構成員として共に生
きていくこと

多文化共生とは…

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

I 國際化の時代において

- ① 市民意識調査結果
- ② 増加する外国人

2 外国人の人権問題

- ① 職場において
- ② 学校において
- ③ 地域社会において（ヘイトスピーチ）

3 多文化共生社会を目指して（人種差別撤廃条約）



あなたが、日本に居住している外国人に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことですか。

内閣府世論調査「令和4年人権擁護に関する世論調査」を加工して作成
(<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/gairyaku.pdf>)

風習や習慣などの違いが受け入れられないこと

27.8

就職・職場で不利な扱いを受けること

22.1

30.9%⇒22.1% ↓

差別的な言葉を言われること

19.5

職場や学校などで嫌がらせやいじめを受けること

19.1

20.6%⇒19.1% ↓

じろじろ見られたり避けられたりすること

18.8

アパートなどへの入居を拒否されること

12.5

交際や結婚を反対されること

12.3

宿泊などの施設の利用や店舗などへの入店を拒否されること

5.1

職場で

学校で

地域社会で

特がない

38.3

<日本に在留する18歳以上の外国人を対象に質問>

「あなたは日本で過去5年の間に、次のような経験をしたことがありますか」

法務省委託調査事業「平成28年度法務省委託調査事業外国人住民調査報告書－訂正版－」を加工して作成

(<https://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>)

職場や学校の人々が外国人に対する偏見を持っていて、人間関係がうまくいかなかった



職場・学校で、外国人であることを理由にいじめを受けた

名前が日本風でないことによって嫌がらせを受けた

日本語がうまく使えないことで嫌がらせを受けた

知らない人からジロジロ見られた

バスや電車、ショッピングセンターなどの公の場で自分を避けるようにされた

近所の住民になかなか受け入れてもらえない

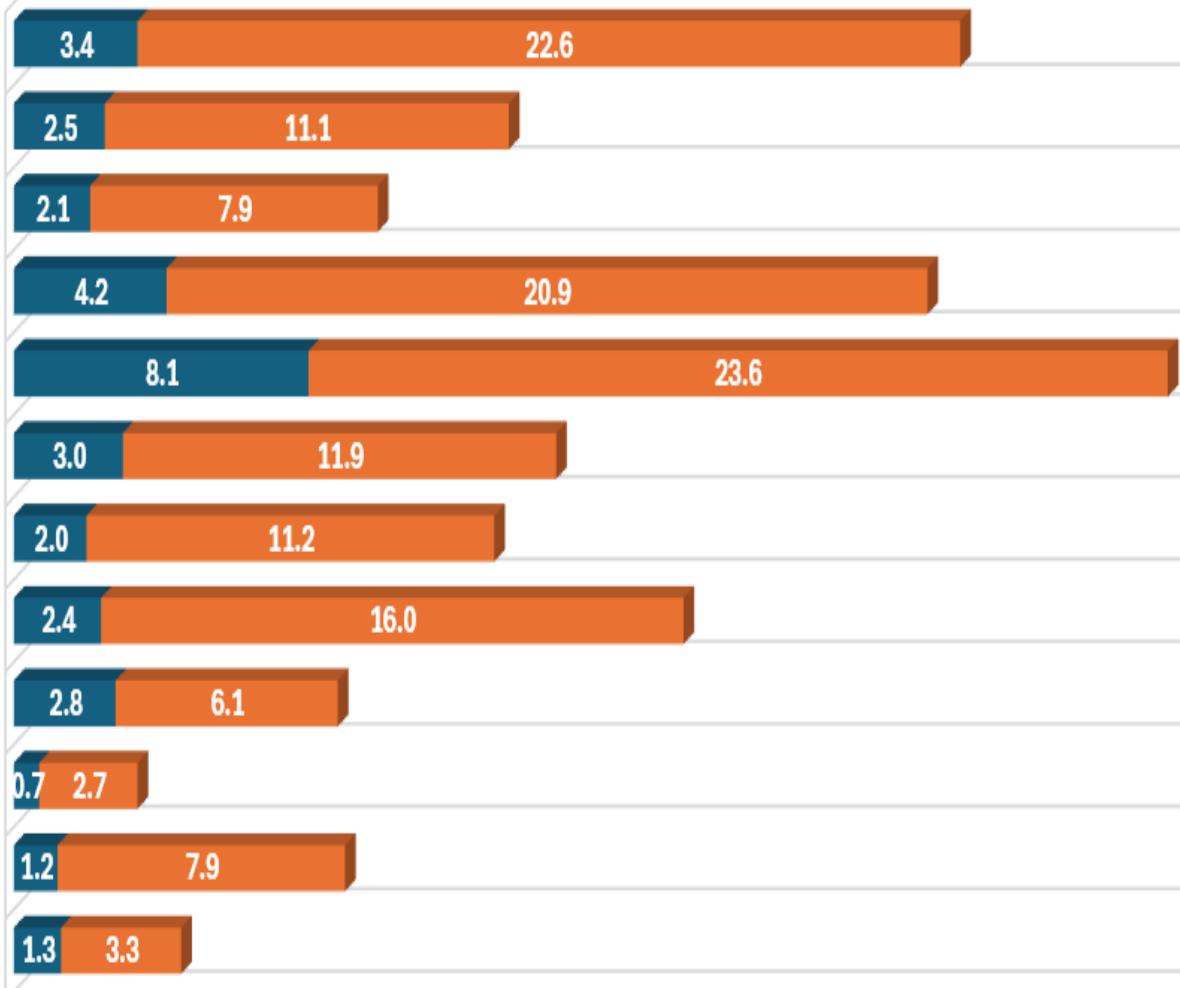
人に話しかけたが無視された

日本人との交際・結婚に際し、外国人であることを理由に相手の親族から反対された

日本人の家族や親族などから、自分の子供に出身国（地域）の文化を教えてはいけないと言われた

日本人の家族や親族などから、出身国（地域）やその文化について、侮辱されたり、からかわれたりした

日本人の家族や親族などから、日本人風の名前を名乗るように促された



—家族等に相談した際の困りごと—

法務省調査「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」を加工して表記 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416017.pdf>)

文化や価値観の違いによって自分の抱えている問題意識が伝わらない

23.7

言語の問題で正確な意思疎通が難しい

21.9

相談の内容の専門性が高いなどの理由から、相談相手が困りごとを解決する方法や外部のどこに相談できるのかを知らない

20.0

相談相手から信用できる情報が得られない

8.1

相談相手に相談することで自分に不利益（プライバシーが他の人や機関に知られてしまうなど）が生じた

6.4

特に困りごとが生じたことはない

49.4

—所属機関等に相談した際の困りごと—

法務省調査「令和5年度在留外国人に対する基礎調査」を加工して表記 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001416017.pdf>)

言語の問題で正確な意思疎通が難しい

36.1

文化や価値観の違いによって自分の抱えている問題意識が伝わらない

24.7

相談の内容の専門性が高いなどの理由から、所属機関が困りごとを
解決する方法や外部のどこに相談できるのかを知らない

16.5

所属機関から信用できる情報が得られない

7.7

所属機関に相談することで自分に不利益（プライバシーが他の人や
機関に知られてしまうなど）が生じた

6.4

所属機関に相談しても相談に応じてくれない

6.1

日本語は難しい!?

特に困りごとが生じたことはない

41.0

令和6年度在留外国人に対する基礎調査①

19

法務省調査「令和6年度在留外国人に対する基礎調査」を加工して表記 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001436042.pdf>)

差別を受けた場面



差別を受けた場面は
令和3年度から上位
3項目は変わらず

差別を受けた相手



差別を受けた相手は
令和4年度から上位
3項目は変わらず

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0 45.0 50.0 (%)

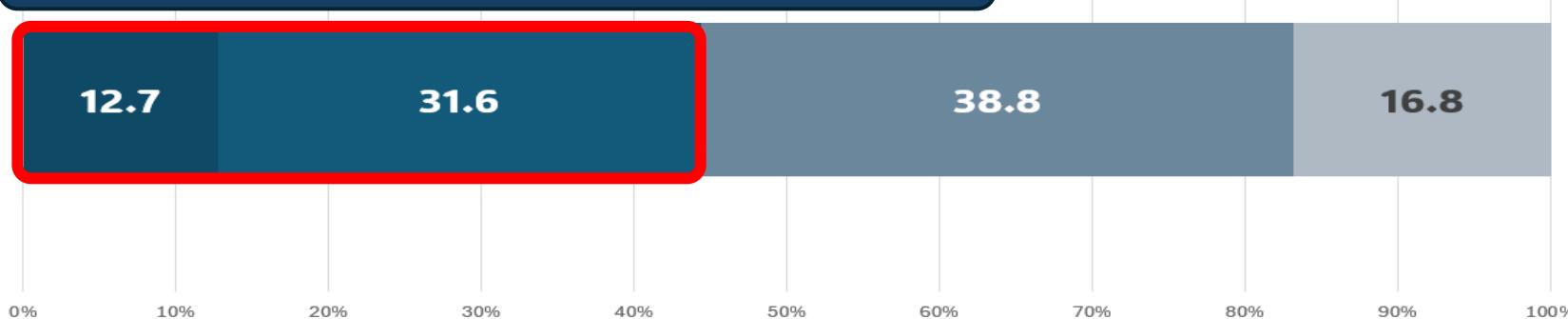
(%)

令和6年度在留外国人に対する基礎調査②

法務省調査「令和6年度在留外国人に対する基礎調査」を加工して表記 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001436042.pdf>)

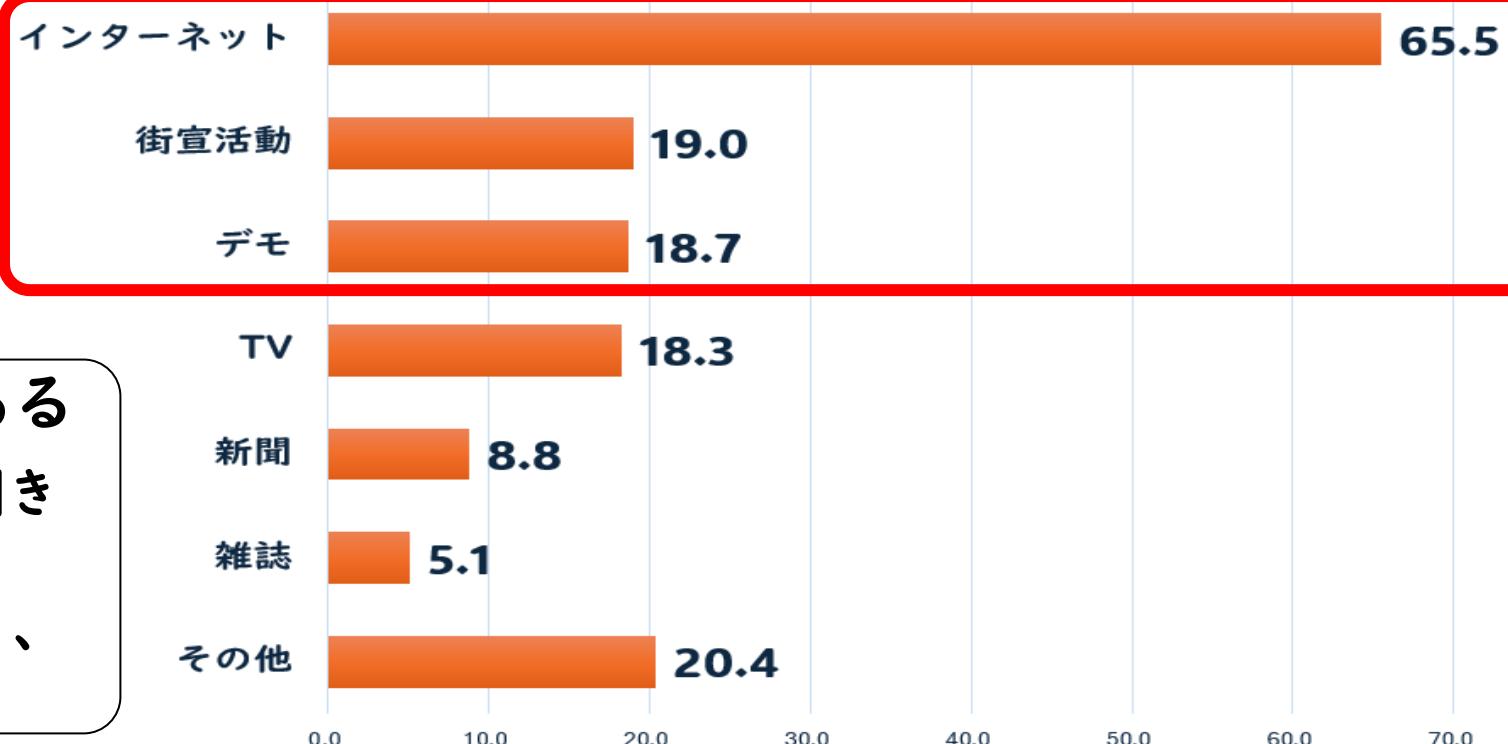
20

ヘイトスピーチを受けた経験



■受けたことがある ■受けたことはないが、見聞きしたことはある ■受けたことも見聞きしたこともない ■分からぬ

ヘイトスピーチを受けた・見聞きした場所



ヘイトスピーチを受けたことがある人の割合は12.7%。受けたり見聞きしたりした場所は「インターネット」(65.5%)、「街宣活動」(19.0%)、「デモ」(18.7%)の順で多い。

外国人に関する人権問題

言語

宗教

習慣

ヘイト
スピーチ

差別落書き

施設利用差別

就職・雇用での不
利な扱い、差別

住宅入居拒否

文化



職場で

学校で

地域で

外国人に対してどのような人権問題が起きている？

外国人とは文化や生活習慣、肌の色、言葉、宗教などの違いがあり、職場や学校、地域社会などの日常生活の場において、様々な軋轢（あつれき）が生じ、外国人に対する偏見や差別が生まれ、人権侵害につながっている場合もある

職場で

- 採用選考時、本人の能力や適性よりも国籍で判断される
- 就労条件や形態で不利益を被る（賃金が安い、働く場所や期間が一定でないなど）
- 外国人技能実習制度…

日本の企業や個人事業主等と直接の雇用関係のもと、彼らの出身国において習得が困難な技能等の習得・習熟・熟達を所定の期間において図るもの

→「単純な労働力」と考える企業や管理団体による外国人技能実習生への人権侵害行為（暴言、暴力、過剰な叱責、狭い部屋で複数人が生活、携帯電話の購入制限、外出の制限、パスポートの強制管理、セクハラ等）が散見

学校で

- 日本語による授業を理解できない（日本語指導）
- いじめ・嫌がらせを受ける
- 外国人には、子どもを小・中学校に就学させる義務がないため、不就学につながる可能性がある

地域社会で

- マンション・アパートへの入居を断られる（言葉・習慣の違い）
- 様々な公共サービス等を知らない（言葉）
- 店やレストランへの入店、公衆浴場の入浴を断られる



【日本】
外国人労働者数
2,302,587人

(令和6年10月末現在)

- ①ベトナム 570,708人 (24.8%)
- ②中国 408,805人 (17.8%)
- ③フィリピン 245,565人 (10.7%)

<前年比の増加率が高い国>

- ・ミャンマー 前年比61.0%増
- ・インドネシア 同 39.5%増
- ・スリランカ 同 33.7%増



【愛媛県】

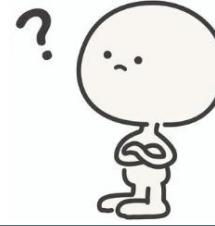
外国人労働者数
14,550人

(令和6年10月末現在)

- ①ベトナム 4,112人 (28.3%)
- ②フィリピン 3,730人 (25.6%)
- ③インドネシア 1,750人 (12.0%)

スリランカ	71.2%増
ミャンマー	57.7%増
インドネシア	39.4%増
ネパール	37.5%増

技能実習生の相談数 ↑増



24

実習生の相談件数 (2021年度)

2万3,701件

↑2019年度の3.2倍

外国人技能実習機構「令和3年度外国人技能実習機構業務統計概要」を基に作成
(<https://www.otit.go.jp/assets/rPDF4-1.pdf>)



**賃金未払い・過重労働など
外国人技能実習生からの相談2万件超**

コロナ事業で賃金未払い、○○県の技能実習生
長時間残業が常態化

25

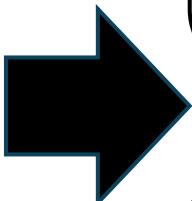
- ・外国人技能実習生11人を受け入れる○○県内の事業所で2019年以降、月100時間を超える違法な残業が常態化
- ・1人につき少なくとも計約160万円の賃金未払い



過労死との関連性が強いとされる時間外労働は、1カ月あたり100時間以上、もしくは2~6カ月の月平均が80時間以上

(厚生労働省)

- この事業所では外国人技能実習生に違法な長時間労働をさせた上、残業代を未払い
- 11月に破産を申し立てて実習生を解雇
- 未払い残業代は11人で総額2700万円



<生産を委託した会社>

「取引先で外国人技能実習生11人への**人権侵害**があった」
「あってはならないこと。大変重く受け止めている」↓

<実習生に500万円を寄付>

取引先の従業員を救済

<取引先>

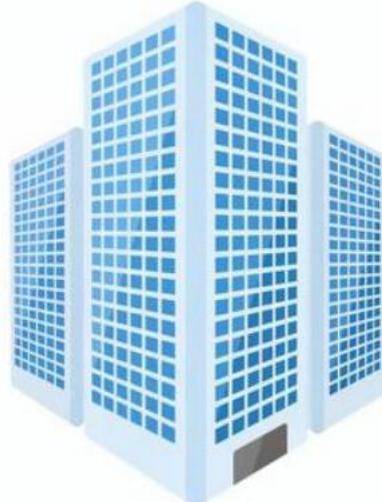
当会社が製造に関わった製品を売り場から撤去

商品販売を中止

当会社と取引のあった3社からも寄付

企業活動における人権リスクを抑える取組

企 業



人権方針の策定
取組の公表
相談窓口の設置

強制労働や児童労働、人種や性別、宗教による差別などの**人権侵害**について、企業が自社や取引先、原材料の調達先などの有無やリスクを把握

人権侵害やリスクを把握

→ 予防是正措置

取引先、サプライチェーン

原料生産者

児童労働 強制労働

製造・加工・流通

賃金の未払い
外国人技能実習生の人権侵害

販売

ハラスメント
人種や性別差別

外国人労働者を雇用する必要性



○優秀な人材の確保 (⇒人手不足の解消)

※外国人技能実習制度は、日本の労働力不足を解消するための制度ではない

- 海外進出の際の即戦力 (⇒その国の文化・現地の情報)
- 斬新なアイデアによる活性化 (⇒育った文化・環境の違い)
- 企業のグローバル化 (人間関係、独自の技術・知識)

外国人労働者を雇用する課題

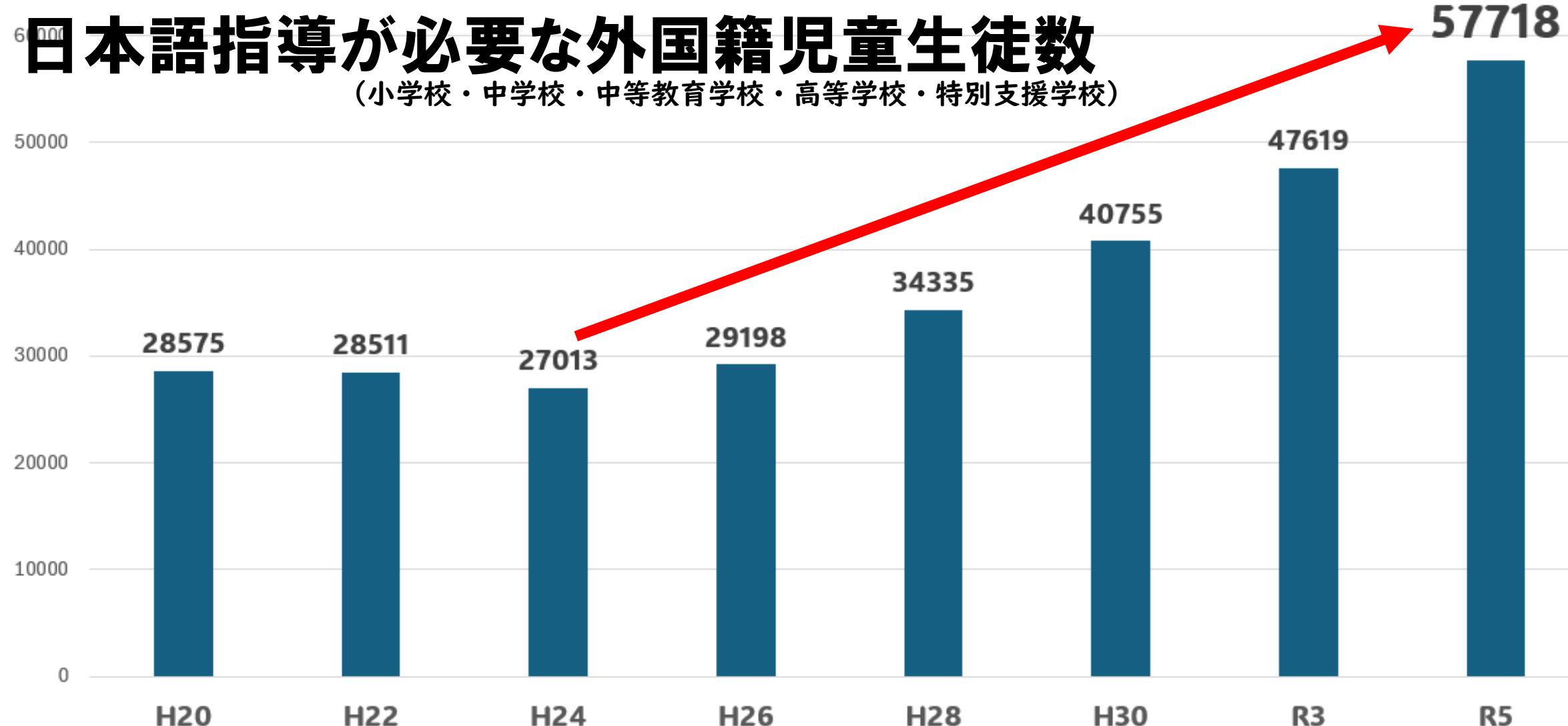
- コミュニケーションや文化の問題 (言語・文化・習慣)
- 治安の不安に対する理解不足 (固定観念・イメージ)
- 雇用の手続きが煩雑

(外国人雇用状況届出書、求人募集の言語)

基本理念

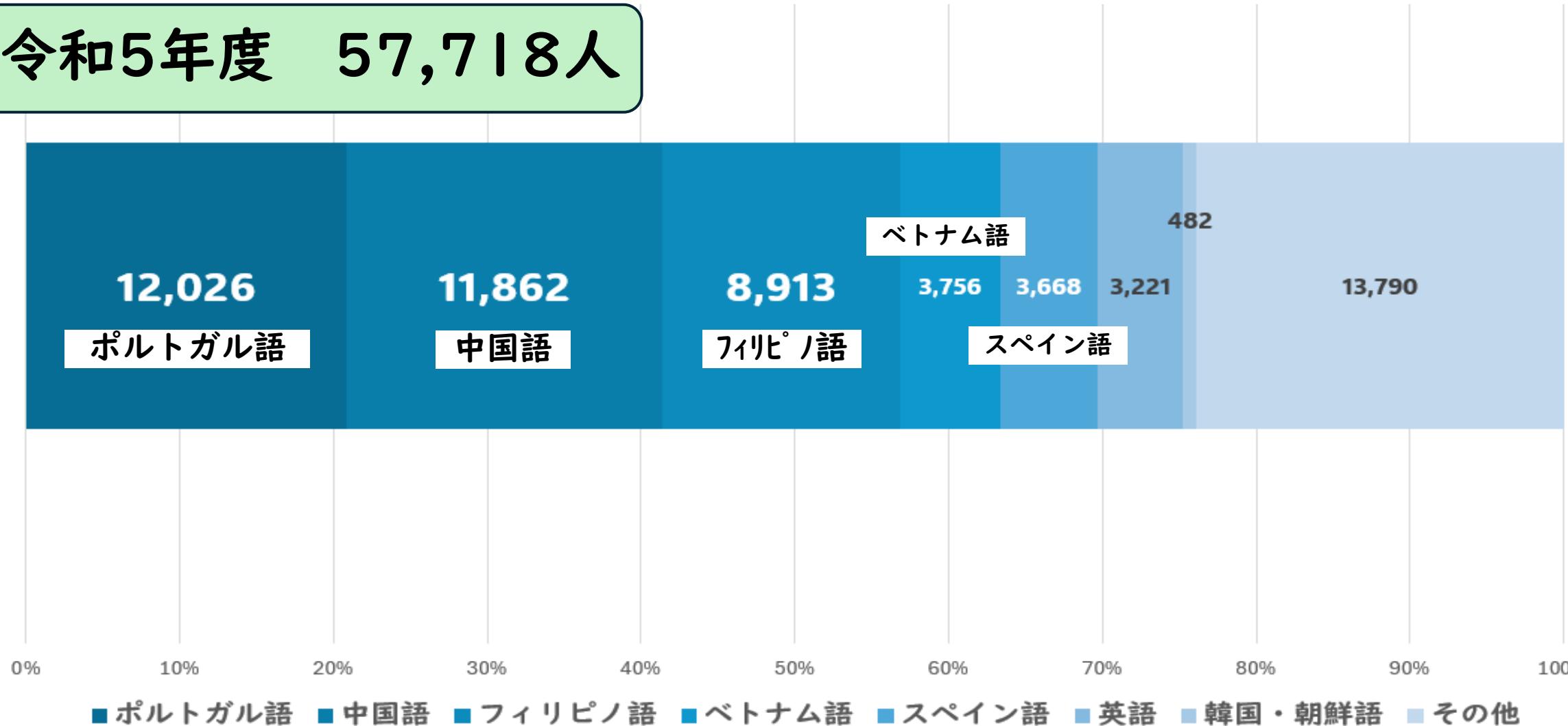
第三条 技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達（以下「修得等」という。）のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるよう にその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。



日本語指導が必要な外国籍児童生徒の母語別在籍状況 31

令和5年度 57,718人



文部科学省「令和5年度 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果」を加工して作成
(https://www.mext.go.jp/content/20240808-mxt_kyokoku-000037366_3.pdf)

<未就学問題>

32

日本の義務教育



就学しない・できない児童生徒

日本語による授業を理解できない児童生徒

外国人というだけで
いじめの対象





日本の**永住資格**を
取得した外国人3名

○○温泉入浴施設
**外国人の
入浴拒否**

「人種差別撤廃条約」に違反する行為

「人種差別」として提訴
→ 人種差別に当たる不法行為として勝訴

外国人船員の入浴マナー×
・石鹼の泡を流さず入浴
・女性従業員に性的いたずら
・備品の窃盗

日本人利用者が減少↓
経営難に陥る危険性が極め
て高いと判断

<トラブルを防ぐには…>
入浴ルールを分かりやすく説明する
互いの文化や習慣を理解し合う
日本の法律を順守してもらう など

特定の外国人を排除？

平成26年4月

34

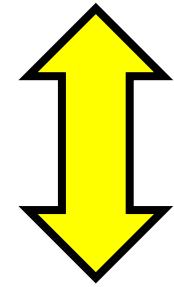


愛媛、香川、徳島各県の札所や遍路休憩所に貼り紙や「お遍路ノート」に書き込み！



「最近、礼儀知らずな外国人たちが、気持ち悪いシールを、四国中に貼り回っています。『日本の遍路道』を守る為、見つけ次第、はがしますよう。」

差別？



無許可？

お遍路の魅力を伝える「先達」に外国人女性として初めて公認された人が、外国人が迷わないように貼った外国語の案内シール？

ヘイトスピーチ解消法①

<前文>

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、**適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ**、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、**不当な差別的言動の解消**に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

ヘイツスピーチ解消法②

<定義>

第二条 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは…

“専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動”

日本で起きているヘイトスピーチの分類

37

特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥する内容
(「●●は日本から出ていけ」「●●は自國に帰れ」など)

特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体に危害を
加えようとする内容
(「●●人を襲え」「●●人は殺せ」「●●人は海に投げ込め」など)

特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなど、こ
とさらに誹謗中傷する内容
(特定の国の出身者を差別的な意味合いでイメージのよくないと思われる
昆虫や動物に例えるなど)

悲しみ

恐怖

絶望感

憎悪のピラミッド

38

ジェノサイド
集団虐殺

意図的・
制度的な
民族の抹消

刑事的行為

共感

暴力行為
(ヘイトクライム)

殺人、テロ、
暴行、放火、
強盗、脅迫 等

共感

増幅

賛同

賛同

差別行為

住居、就職、教育、
結婚、恋愛等における差別

民事的行為

先入観・偏見
による行為

嘲笑、非人間化、意図的な差別表現、
ヘイトスピーチ、誹謗中傷 等

非刑事的
事象

インターネットを通じて凄まじい速度と勢いで拡散

先入観
偏見

冗談、うわさ、デマ、敵意の表明、
マイクロアグレッショhn、排除するような言動 等

先の大戦中に飛行場建設に従事した朝鮮人労働者の子孫らが暮らす京都府宇治市の「ウトロ地区」の家屋に火をつけたとして、非現住建造物等放火などの罪に問われた奈良県の被告（23）の判決公判が30日、京都地裁で開かれた

裁判長

特定の民族への偏見と嫌悪感に基づく独善的で身勝手な動機

住民

特定の民族に対する憎悪犯罪（ヘイトクライム）に当たる

「韓国人に敵対感情があった。ウトロ平和祈念館の開館を阻止するためだった」

（被告）

「社会の不安をあおり、自分の意にそわないものへの犯行は民主主義社会で到底許容できない」

（裁判長）

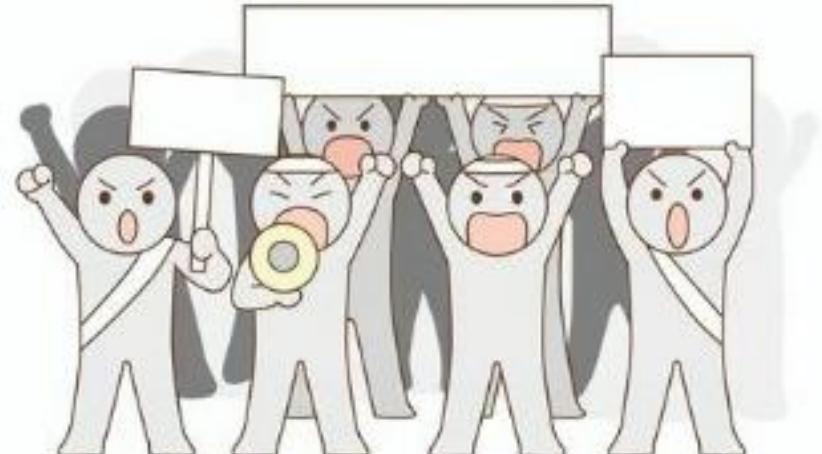


本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモ

- ・平成25年5月12日から平成28年1月31日までに計12回
- ・JR川崎駅前の繁華街を中心に
- ・騒々しいデモ

→市民の平穏な生活が脅かされる

インターネットによる参加募集



聞くに堪えないような罵声・怒号



ワゴン車のスピーカーや拡声器の使用

非国民

出ていけ

たたきつぶせ

ゴキブリ

日本の恥

通名禁止→犯罪抑止

嫌いな日本にいつまで居座るの？



帰れ

差別やめろ

表現の自由？

ここ数年激しさを増すヘイトスピーチ



(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止) **罰則規定あり**

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声器（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

“川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例12条と解釈指針”

【罰則規定で禁じられている言動類型】

禁止類型	規 定	例 示
排 斥	本邦外出身者を居住地域から退去させることを扇動、告知する	〇〇人を川崎から叩き出せ
危 害	本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加えることを扇動、告知する	〇〇人は殺されても仕方がない
侮 辱	本邦外出身者を人以外のものに例えるなど、著しく侮辱する	ウジ虫〇〇人

I 國際化の時代において

- ① 市民意識調査結果
- ② 増加する外国人

2 外国人の人権問題

- ① 職場において
- ② 学校において
- ③ 地域社会において（ヘイトスピーチ）

3 多文化共生社会を目指して（人種差別撤廃条約）



人種差別撤廃条約

(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

《条約の内容》

- 人種、皮膚の色などに基づくあらゆる種類の差別を根絶すること
- 人種差別を助長・扇動する宣伝活動を禁止すること
- 人種、皮膚の色などによらず、**誰もが平等である権利**を認めること

1965年 第20回国連総会にて採択

1995年 日本加入

- ・社会的関心が高くない
- ・皮膚の色による差別問題が注目されていない
- ・条約の内容は既に実施できている



新規の立法措置を行わず

部落差別、民族差別問題（アイヌ、沖縄、在日韓国・朝鮮人）

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、尊重し合い、助け合いながら、**共に生きていく社会**



外国人に対する誤解や偏見に基づく予断をなくして、**お互いに尊重し合う意識を高める**

外国人の宗教、習慣、文化を理解して、外国人が持つ価値観、生活習慣などの**多様性を認める**

郷に入れば郷に従え